

## 錦江町農業委員会 6 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 5 年 6 月 2 6 日（月） 午後 1 時 30 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席 なし

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代  
書記 永田 宗成・折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第9号 農地法第3条許可申請について

議案第10号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第11号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第12号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

○事務局	皆さんお疲れさまです。時間になりましたのでただいまより、令和5年6月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。それでは農業委員会憲章朗読を10番の鍋委員にお願いいたします。
○鍋委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは続きまして会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。雨が降りそうで降らなくて大変暑い中、仕事を頑張っていると思いますが、定例会をただいまから始めたいと思います。それでは、ただいまより、令和5年6月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は全員出席しておりますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、鳥越委員と元丸委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。6月の会務報告を行います。まず2日に肝属地域農業改良普及事業協議会総会、肝属地域農政企画推進会議総会がございまして、宿利原会長が出席いただいております。5日は県農業会議、第104回通常総会が書面決議で行われております。また同じく5日地域計画及び農地中間管理事業に係る検討会がございましたが、出席予定でしたが、事務局のほうで出席することが出来ませんでした。資料には書いてございませんが、6日の日にすねサツマイモ基腐病対策プロジェクト本部会議が鹿屋市でございました。坂口次長が出席しております。7日は町議会の初日、8日は町議会の一般質問がございました。15日ですが、農業者年金業務担当者会議がオンラインでございまして折久木書記が出席しております。同じく、15日、農業会議巡回訪問がございまして会長と私、永田書記が対応したところでございます。次に、19日は、町議会の最終本会議がございました。22日は農振除外の現地調査を行いまして、神川地区は徳永委員、内菌委員、大原地区につきましては坂元委員、横原委員に立会いをお願いしたところでございます。26日は本日、6月の定例総会でございます。また28日は、大隅地区農業委員会連絡協議会の総会が鹿屋市でございまして、会長が出席予定でございます。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等ありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わります。付議事項に入ります。議案第9号農地法第3条許可申請についてを議題としますが、公平な審議を行うため、委員の退出を求めなければならない案件もあることから、2回に分けて審議したいと思いますが、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号3番について審議しますが、公平

	な審議とするため、〇〇委員の退席をお願いいたします。では事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページからになります。受付番号3番です。譲渡人の方が、〇〇さん、宿利原の方です。経営規模については、お目通してください。場所につきましては、神川字大丸一 6297 番 1、地目は台帳現況ともに田です。地積が 280 m <sup>2</sup> です。譲受人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模につきましては、お目通してください。以上になります。
○会長	次に竹原推進委員の報告をお願いいたします。
○竹原推進委員	はい。譲受人の〇〇さんは、医師会に勤めていらっしゃいますが、田んぼ周りもきれいに耕作されていますので問題ないかと思えます。審議のほどよろしくをお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○徳永委員	はい。これは、売買ですかね。
○事務局	贈与です。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認めます。それでは受付番号3番について、質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号3番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇委員の入室を求めます。次に受付番号4番から7番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はいでは受付番号4番です。譲渡人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。経営規模についてはお目通してください。場所が、神川字大丸一 6297 番 2、地目が台帳現況とも田です。地積が 584 m <sup>2</sup> です。譲受人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模についてはお目通してください。受付番号5番の譲渡人の方が、〇〇さん、三重県の方です。経営規模はお目通してください。場所が馬場字八木田 536 番 1、地目が台帳現況とも田です。地積が 747 m <sup>2</sup> です。譲受人の方が、〇〇さん、中園の方です。経営規模はお目通してください。受付番号6番の譲渡人の方が、〇〇さん、大阪府の方です。経営規模はお目通してください。場所が2筆ありまして、いずれも馬場字西ノ下です。番地はお目通してください。地目は台帳現況とも田です。地積につきましては、合計で 1,960.18 m <sup>2</sup> です。譲受人の方が、〇〇さん、山之口の方です。経営規模はお目通してください。受付番号7番の譲渡人の方が、〇〇さん、兵庫県の方です。経営規模はお目通してください。場所が田代川原字原沢後 4662 番 6 です。地目が台帳現況とも畑です。地積が 902 m <sup>2</sup> です。譲受人の方が、〇〇さん、池野の方です。経営規模はお目通してください。以上になります。

○会長	次に竹原推進委員の報告をお願いいたします。
○竹原推進委員	はい。譲受人の〇〇さんは、医師会に勤めていらっしゃる、田んぼ周りもきれいに耕作されますので、問題ないかと思います。よろしく申し上げます。
○会長	次に山中推進委員の報告をお願いします。
○山中推進委員	〇〇さんは牛を5頭飼っておられます。80歳を超えていますが元気ですので、問題ないかと思います。
○会長	次に寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	報告申し上げます。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは父方のほうのいこの関係で、贈与による所有権の移動であります。〇〇さんは、勤めていらっしゃるけれども、土日を利用して、お母様が農業をされていますので、機械の関係とか、全て任されているようでございます。ハウスの周り水田の畔などきれいに管理されていて、何ら問題ないかと思います。よろしく申し上げます。
○会長	次に元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	この農地は今までも〇〇さんが長い間借りて、耕作されておりましたが、今回、〇〇さんの親戚の方から、〇〇さんのほうにもらってほしいということがありまして、〇〇さんもそれを承諾してもらって、今回、成立しました。〇〇さんは、畜産をしながら、農地もきれいに管理されておりますので、何ら問題ないかと思います。よろしく申し上げます。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。受付番号4番から7番について原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号4番から7番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第10号、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では5ページになります。受付番号2番です。譲渡人の方が、〇〇さん、鳥浜の方です。経営規模はお目通してください。場所につきましては、三筆ありまして、神川字外園が一筆、神川字砂原が二筆あります。地番はお目通してください。地目につきましては、台帳現況とも、全て田となっております。地積につきましては、合計で1,771㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、神川城の方です。経営規模については、お目通してください。以上になります。
○会長	次に内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	はい。報告します。この案件ですが、〇〇さんが売りたいとのことで、譲受人の〇〇さんと、話し合いをし、合意した案件です。価格は〇〇円です。譲受人

	の〇〇さんは、野菜を中心に、大規模に経営をされており認定農業者でもありますし、耕作地、耕作地周りともにきれいに管理され、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました但質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 10 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 10 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 11 号旧農業経営基盤強化促進法 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが、2 回に分けて審議したいと思います但異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 36 番から 38 番について、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 7 ページになります。受付番号 36 番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が、神川字大馬瀬 314 番。地目が田、地積が 1,048 m <sup>2</sup> です。貸付け期間が令和 5 年 6 月 27 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が米〇〇kg です。借り人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号 37 番の貸し人が〇〇さん、錦江園の方です。場所が神川字諏訪ノ後 532 番。地目が田、地積が 862 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 6 月 27 日から令和 15 年 12 月 14 日までです。小作料は、水利費と〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号 38 番の貸し人が、〇〇さん、東京都の方です。場所が神川字鳥濱 723 番です。地目が畑、地積が 536 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 6 月 27 日から令和 6 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、神川城の方になります。以上になります。すいません。別紙で A 4 の横の用紙がありますので、そちらのほうに、借り人の方のですね経営の詳細が書いてありますので、そちらのほうを、ご覧ください。以上になります。
○会長	事務局の説明がありました但、ここで内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	はい。報告します。この 36 番 37 番の案件ですが、新規となっておりますが、これは〇〇さんがもともと耕作していた農地となっております。WC S の関係で今回利用権設定を結ぶことになりました。〇〇さんは、農地、農地周りともにきれいに耕作されており何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。続きまして 38 番の案件ですが、先ほども申しましたとおり、〇〇さんは、認定農業者でもありますし、農地、農地周りともにきれいに管理されており、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。
○会長	ただいま担当委員の報告がありました但、質疑はありませんか。

○内菌委員	すいません、今思い出してごめんなさい。〇〇さんのこの〇〇円のところはですね、もともとブルーベリーかなんか植えてあって、わっぜえ荒れてたんですよ。それを、1回払ったりとか、何らやったのに、ちょっと時間がかかったっちゆうことで、2年間〇〇円になっております。よろしくお願いします。
○会長	ほかに質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号36番から38番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号36番から38番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号39番から41番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では、受付番号39番から41番についてですが、この案件につきましては、農地中間管理事業に関するものになりますので、借り人の方は、全て、県の地域振興公社となっております。それでは、受付番号39番の貸し人が〇〇さん、表木の方です。場所が田代麓字掘田1998番。地目が田、地積が1,033㎡です。期間が令和5年7月1日から令和10年6月30日までです。小作料は〇〇円です。受付番号40番の貸し人が、〇〇さん、大久保の方です。場所が馬場字ホケノ頭6134番1。地目が畑、地積が3,397㎡です。期間が令和5年7月1日から令和10年6月30日までです。小作料は〇〇円です。受付番号41番の貸し人が、〇〇さん、神奈川県の方です。場所が馬場字石瀬戸口6167番です。地目が畑、地積が2,783㎡です。期間が令和5年7月1日から令和10年6月30日までです。小作料につきましては、〇〇円です。この案件につきましてはの配分計画案は別紙でA3の横長の用紙が配布してあります。その内1と4と5がこの分の配分計画になりまして、2番と3番につきましては、もう既に機構が借りてる分の借受け者の変更に係る分になります。以上になります。
○会長	事務局の説明がありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号39番から41番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号39番から41番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第12号錦江農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では9ページからになります。今回ですね、2件申請がありました。2件とも除外になりまして、1番の申請人が、〇〇です。場所につきましては

2筆ありまして、神川字村ノ後の2275番1と2275番2です。地目は台帳現況ともに田となっております。地積につきましては合計で928㎡です。申請面積も同様です。台帳所有者につきましては、〇〇さん、神川上の方です。変更の目的としましては、建設業を営んでますので、駐車場とか資材置場にしたいということです。2番のほうの申請人が、〇〇です。鹿屋市になります。場所は田代麓字久木野5166番575です。地目は台帳現況とも山林となっております。地積が10,253㎡です。台帳所有者につきましても、〇〇です。11ページからが、1件目のほうの〇〇のほうの、変更の申請書になります。11ページからが申請書になりまして、1の変更申出書のところにあるとおり、変更内容につきましては、資材置場、駐車場ということで、変更理由が隣接業で建設業を営んでおり、資材置場、駐車場が不足しているため、広げたいということで、申請が上がってきたところです。12ページ、13ページはですね事業計画等になっております。農振の除外につきましてはこの2筆なんですが、駐車場、資材置場の敷地としましては、12ページの真ん中ほどにある許可を受けようとする土地にあるとおり、5筆を使って資材置場、駐車場をつくるということです。場所がですね、14ページからになりまして、14ページは町の全体図になりまして、左上のほうにあるところが場所です。15ページは広域図となりますが、神川の旧橋のほうの手前の道を入っていったところになります。16ページが、詳細図ですね。ちょっと見づらいですけど、斜線が引いてあるんですが、その場所が農用地となっているところです。除外については、ここをすることになります。17ページに図面がありますけれども、右上のところ該当する農地の部分になりまして、そちらのほうに、資材置場と駐車場敷地をつくるということで、計画が上がってきております。18ページ以降がですね、もう1件のほうの〇〇のほうの申請になります。19ページのほうが申請書になりまして、変更内容につきまして、太陽光発電設備を建設したいということです。20ページ21ページが事業計画書等になっております。場所につきましては22ページからになります。22ページは町全域図なのでちょっと分かりづらいと思いますので、23ページのほうがですね分かりやすいかと思います。真ん中よりちょっと左下のほうに久木野団地がありまして、その左下のところになります。場所はそちらのほうになりますけど、ここは地籍調査がまだ終わっておりませんので、24ページが詳細図になるんですけども、まだ境界がですね正確ではありませんが、一応場所としてはこの場所ということになります。25ページのほうが、配置図にはなりますけれども、こういう形で、太陽光ソーラーパネルのほうを設置するというので、計画が上がってきております。以上になります。

○会長 事務局の説明がありましたが、ここで徳永委員の報告をお願いいたします。

○徳永委員 はい。報告いたします。20日の日に現地調査を、事務局と内菌委員合わせて4名で実施しております。申請地の場所はですね、通称入料地区水田といい



	まして、15 ページをあけてみたら分かりますけど、神之川大橋の東側、神之川の上流のほうですね。ここの一角です。大体2町6反くらいの田んぼになっている場所です。その一体の水田の1番東端っこのところが申請された場所です。この水田第2種農地なんですけども、外周道路が入っております。申請された場所は外周道路のさらに東側に該当しますので、他の残る田んぼの耕作には支障がないんじゃないのかなというのが1点と、申請地の隣接地が、〇〇の敷地になっておりますから、面積的にですね駐車場となることについては仕方がないのかなというふうに、2つの判断でこの申請は認めざるを得ないのかなというふうに判断しております。以上です。
○会長	次に坂元委員の報告をお願いいたします。
○坂元委員	22日の日に事務局の方と4人で現地確認しました。ここは10数年前に、地権者の方が町外転出をされて、その後、売買がされた土地で、今後も農地として活用されることは期待が出来ないと思われまます。そのようなことから除外も止むを得ないかなと判断したところです。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第12号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第12号については原案のとおり決定しました。以上で令和5年6月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは、以上をもちまして令和5年6月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

5 番

6 番

議事録調整者